相続税の申告要否 判定シート

相続財産目録

被相続人		死亡年月日	
申告期限の目安		作成日	

財産目録の合計を上から順に入れると、いちばん下の差引残高が出ます

項目	加減	人数	金額（円）	差引残高（円）	確認資料・計算のしかた
① 不動産（土地・建物）	＋				登記事項証明書・名寄帳・固定資産評価証明書
② 預貯金	＋				残高証明書（基準日をそろえる）
③ 有価証券	＋				取引残高報告書
④ 生命保険金・死亡退職金の課税対象額	＋				受取額－500万円 × 法定相続人の数（例：2,000万円－1,500万円）
⑤ その他の財産（自動車・貸付金など）	＋				査定書・契約書
⑥ 債務（借入金・未払金・未払税金）	－				借入残高証明書・請求書
⑦ 葬式費用	－				請求書・支払記録（香典返しは含めない）
⑧ 基礎控除額（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）	－				人数欄に法定相続人の数を入れると自動計算

判定と、次に確かめること

- [ ] 差引残高がプラス → 相続税の申告が必要になる可能性が高い（税理士に相談する）
- [ ] 差引残高がマイナス → 申告は不要と見込まれるが、財産の漏れがないか目録を再確認する
- [ ] 生前贈与（相続時精算課税・相続開始前の贈与）の加算が漏れていないか確認した
- [ ] 名義預金・ネット銀行・ネット証券・暗号資産・貸金庫の中身を確認した
- [ ] 小規模宅地等の特例・配偶者の税額軽減を使う場合は、納税額が0でも申告が必要になることを確認した

この判定は目安です。基礎控除額は3,000万円＋600万円×法定相続人の数（国税庁 No.4152）、相続人が受け取る死亡保険金の非課税限度額は500万円×法定相続人の数（国税庁 No.4114）です。法定相続人の数の数え方には養子の人数制限などの例外があり、小規模宅地等の特例や配偶者の税額軽減を使う場合は納税額が0でも申告が必要です。最終的な要否は国税庁「相続税の申告要否判定コーナー」や税理士への相談でご確認ください。

テンプレート提供：士業AI（shigyo-ai.com）